

**【回答】**

企業型 DC の加入者資格を喪失した翌日から 6 か月以内に移換の申出を行わない場合には、原則として国民年金基金連合会に自動移換となりますが、国基連への自動移換となるケースを防ぐための取組みとして、2018 年 5 月より、資格喪失者が加入者資格喪失日から 6 か月経過した際に、既に他の企業型年金もしくは個人型年金の加入者等であることが確認できた場合には、本人の申出がなくても個人別管理資産を移換する制度が開始されました（確定拠出年金法施行規則第 63 条の 2、第 65 条）。

上記に該当した場合は、転職先の企業型年金や個人型年金に移換されることとなりますが、これは氏名や生年月日、基礎年金番号など一定の本人情報が一致した場合に、移換が可能となる補助的な手段です。企業型年金加入者が資格喪失した際事業主においては、引き続き、資格喪失者が自身で移換手続を行うよう説明することが必要です。